平成２４年（フ）第３１２号
愛知県岡崎市橋目町字御小屋西208番地　第２大豊マンション103
債務者　仲村　　正
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４２８号
埼玉県越谷市大字南荻島4240番地１
債務者　佐々木春枝
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４５３号
埼玉県三郷市早稲田２丁目27番地１　ハイツフローラ105
債務者　古澤　健太
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４６９号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字金杉440番地12
債務者　栗城　栄子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４７２号
埼玉県八潮市中央１丁目26番地２　カーサ・ステラ106号室、旧住所埼玉県八潮市大字２丁目148番地　エクレール八潮803号室
債務者　浅野　　力
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
新潟県見附市学校町２丁目１番26号
債務者　皆川　五郎
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
新潟県十日町市馬場甲654番地２
債務者　金沢　　剛
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１３１号
新潟県長岡市今井２丁目195番地、前住所新潟県魚沼市原虫野52番地
債務者　関　　秀樹（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１３６号
新潟県長岡市藤橋２丁目4662番地４
債務者　渡邉　辰己
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１４１号
新潟県十日町市妻有町西２丁目３番地10
債務者　山田　純子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１４５号
新潟県長岡市来伝1921番地１、前住所山梨県甲府市古上条町582番地３
債務者　諸橋　博衛
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１９１号
岡山県倉敷市玉島爪崎611番地１　ニューシティ小野Ｂ棟102
債務者　出羽　海士
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１５５１号
横浜市緑区中山町329番地１　中山駅前ハイツ２―504号
債務者　大高ハツ子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６０３号
横浜市神奈川区羽沢町947番地１　宮向団地４街区５号棟301号室
債務者　石原緑こと　張　　璐
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６５５号
神奈川県大和市深見東１丁目１番22号　メゾンヒダＡ102号
債務者　鈴木　正幸
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６７２号
神奈川県茅ヶ崎市小桜町３番43号
債務者　小林千代子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７４９号
神奈川県藤沢市西富530番地の１　サンプラザ湘南902
債務者　越田五三郎
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部